

令和3年1月22日
九州地方整備局
熊本河川国道事務所

記者発表資料

件名：建設発生土は必要ありませんか？

熊本河川国道事務所では、掘削工事において発生する土砂の受け入れ地を募集します。

熊本河川国道事務所管内では、洪水を安全に流すための河道掘削工事を実施しております。掘削工事により発生した土砂は、関連工事又は他の公共事業への活用を行うとともに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した活用についても実施しているところです。

そこで、工事の効率的・経済的な実施なびらに建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等をお考えの方のご所有地を受入地とし、建設発生土の受入先を募集するものです。

<別添資料>

- 建設発生土受入地募集の概要について
- 建設発生土「受入申込書」 (提出書類)

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所
技術副所長 宮本 浩
工務第一課長 末吉 仙英

TEL 096-382-1111 (代表)

FAX 096-382-0621 (工務課直通)

建設発生土「受入地募集の概要」について

1. 応募の主旨

熊本河川国道事務所では、洪水を安全に流すための河道掘削工事等を実施しております。掘削工事等により発生した土砂は、関連工事又は他の公共事業への活用を行うとともに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した活用についても実施しているところです。

そこで、工事の効率的・経済的な実施ならびに建設発生土の有効利用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等を含め、発生土砂の有効活用ををお考えの方のご所有地を受入地とし、建設発生土の受入先を募集するものです。

2. 応募要件

(1) 応募出来る方

以下の期間で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは賃借されている方（ただし、賃借の場合は、所有者の同意が必要です）。

(2) 土地の要件

- ①土砂発生場所（白川直轄管理区間）からの運搬距離が30km未満の位置に存在すること（運搬距離が短い受け入れ地を優先します）。
- ②埋立（盛土）土量が、1,000立方メートル程度を越えるものとする。
- ③大型ダンプトラック（10t車）で土砂（岩砕含む）の搬入ができること。
- ④法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは近々に手続き完了見込であること。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間 : 令和3年1月22日（金）～ 令和3年3月31日（水）

(2) 必要書類 : 次の書類を、郵送又は持込にて提出して下さい。

- ①建設発生土「受入申込書」→別添の用紙
- ②建設発生土受入に関する誓約書→別添の用紙
- ③土地所有者の同意書
- ④埋立等の許可証の写し（※取得中であれば取得後提出。）
- ⑤埋立位置を示した地図

4. 応募後

応募頂きました土地につきましては、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について現地立会及びヒアリング等にて、受け入れ地として適した土地であるかについて確認させていただきます。また、その結果は、随時応募者へ通知します。

* 選考にあたっては、申し込み多数の場合や他の処分場の状況により、コスト比較をさせていただきますので、条件をクリアしても選定されない場合があることをご了承下さい。

5. その他留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います（無料）。
- ②建設発生土の減、公共事業への搬入により、申し込み時の搬入量を確保出来ない場合があります。
- ③搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ④搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は必ずお願いします。
- ⑤建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑥搬入した土砂を営利目的にて使用したり、他の場所へ搬出することはできません。
- ⑦不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所
〒861-0829 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
TEL：096-382-1111（代表）
FAX：096-382-0621（工務課直通）
担当：工務第一課 有村（内線318）、宮山（内線314）、森田（内線313）

申込日 令和 年 月 日

建設発生土「受入申込書」

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 殿

郵便番号： _____
住 所： _____
氏 名： _____ 印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____ (内線)

建設発生土受入に関する誓約書

私は、熊本河川国道事務所の発注工事により発生した建設発生土を受入するにあたり、下記の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

記

1. 建設発生土の搬入方法について
建設発生土の搬入（運搬）は、熊本河川国道事務所 発注工事で行うが、受入について意義申立てはいたしません。
2. 土量・土質について
建設発生土の減、公共事業への搬入により、申し込み時の搬入量を確保出来ない場合において意義申立てはいたしません。また土質についても異議申立いたしません。
3. 搬入する土地の搬入路確保について
搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、当方にて用地買収及び借地契約等の手続きを行います。
4. 地域住民の皆様等への対応について
搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになるが、苦情等が発生しないよう、当方にて地域住民の皆様等への対応を行います。
5. 建設発生土搬入完了後の管理について
建設発生土搬入完了後の管理については、当方の責任にて行います。
6. 搬入した土砂の使用目的について
搬入した土砂を営利目的にて使用したり、他の場所へ搬出することはいたしません。また、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為はいたしません。

以上

令和 年 月 日

住所：
氏名： ④

熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 様